

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（山形県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。  
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。  
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。  
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。  
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

【お問い合わせ先】  
 山形県山形市緑町2-15-3 山形第二地方合同庁舎2階  
 東北財務局 山形財務事務所 管財課  
 電話：023-641-5176

令和8年5月15日現在

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					備考			
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能 期間		借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)	
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札の 公示日	一時貸付け (※2)	3年を超える 貸付け (※3)	事業用定期借 地権の設定に よる貸付け (※4)					一般定期借地 権の設定によ る貸付け (※5)
1	山形県米沢市城北1-3268-1外2筆	宅地	3,007.55	○	19,100,000	R6.9.20	○				要相談	随時受付中		建物付
2	山形県鶴岡市大山字砂押72-1	雑種地	375.88	○	277,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
3	山形県酒田市高砂3-39-234	宅地	262.34	○	1,540,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
4	山形県酒田市光ヶ丘5-70-42外1筆のうち	山林	1,638.23	○			○				要相談	随時受付中		一部貸付中 (696.90㎡)
5	山形県酒田市光ヶ丘5-76-129外1筆	宅地 山林	1,279.12	○			○				要相談	随時受付中		
6	山形県酒田市浜松町75-2	山林	36,914.45				○				要相談	随時受付中		使用範囲は 一部でも可能
7	山形県酒田市光ヶ丘1-3-52	宅地	678.93	○			○				要相談	随時受付中		
8	山形県酒田市光ヶ丘1-15-44外1筆	宅地	457.39	○			○				要相談	随時受付中		

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					備考			
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類					借受可能 期間	借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)
					前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札の 公示日	一時貸付け (※2)	3年を超える 貸付け (※3)	事業用定期借 地権の設定に よる貸付け (※4)	一般定期借地 権の設定によ る貸付け (※5)				
9	山形県西村山郡朝日町大字松程序保田114-2外1筆	宅地ほか	804.86	○	581,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
10	山形県最上郡金山町大字金山字本町535-3外1筆	雑種地	171.35	○	355,000	R4.9.26	○				要相談	随時受付中		
11	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-32	宅地	685.76	○	4,000,000	R7.9.17	○				令和8年6月 26日まで	随時受付中		

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)、 「貸付けの種類」、 「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。